

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ブルンジ	食糧援助に関する日本国政府と ブルンジ共和国政府との間の交 換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施する ために必要な生産物及び役務の購入	350,000 千円 -----	2020.12.17 キガリ（ル ワンダ） で （同日）	日本側 今井雅啓在ブルン ジ大使（ルワンダにて兼 轄） ブルンジ側 アルベール・ シンギロ外務・開発協力 大臣	2021.2.22 64号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。